

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(VIII-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--|---------------------------|------------------|-----------------------------|-----------------|-------------------------------|----------------------|------------------------------|----------------------|
| <p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p> | <p>自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標VIII-1-2) 基本目標VIII: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> | <p>担当 部局名</p> | <p>社会・援護局総務課 自殺対策推進室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>自殺対策推進室長 岡 英範</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。</p> <p>○ 自殺対策基本法は、平成28年3月に一部改正され、同法に基づき策定する、政府が推進すべき自殺対策の指針である、「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)もまた、平成29年7月に改定された。また、自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの実践的な取組みを中心とするものへと転換を図るため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付けている。</p> <p>○ 国は、地域の特性に応じた自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県等に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、都道府県等に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。</p> <p>○ 平成28年の自殺対策基本法の改正等を踏まえ改定された、第3次大綱では、以下の12項目を当面の重点施策としている。このうち、第3次大綱から新たに追加されたのは、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」といった項目であり、自殺対策の推進体制についても、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれている。</p> <p>【自殺総合対策における当面の重点施策】</p> <table border="0"> <tr> <td>① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</td> <td>⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる</td> </tr> <tr> <td>② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</td> <td>⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</td> </tr> <tr> <td>③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</td> <td>⑨ 遺された人への支援を充実する</td> </tr> <tr> <td>④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</td> <td>⑩ 民間団体との連携を強化する</td> </tr> <tr> <td>⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</td> <td>⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</td> </tr> <tr> <td>⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</td> <td>⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する</td> </tr> </table> | | | | | ① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる | ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す | ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ | ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する | ⑨ 遺された人への支援を充実する | ④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る | ⑩ 民間団体との連携を強化する | ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する | ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する | ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする | ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する |
| ① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す | ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する | ⑨ 遺された人への支援を充実する | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る | ⑩ 民間団体との連携を強化する | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する | ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする | ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策実現のための背景・課題</p> | <p>1 平成10年以降14年連続で3万人以上いた自殺者が平成30年は20,840人と9年連続で減少を続けている。引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>各課題に対応した達成目標</p> | <p>達成目標/課題との対応関係</p> | | <p>達成目標の設定理由</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>目標1 (課題1)</p> | <p>地域レベルの実践的な取組みの更なる推進等により、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと。</p> | <p>年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指すことが必要であるため。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>達成目標1について</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p> | | <p>基準値 基準年度</p> | <p>目標値 目標年度</p> | <p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>①</p> | <p>人口10万人当たりの自殺者数 (アウトカム)</p> | <p>18.5 平成27</p> | <p>13.0 令和8</p> | <p>平成29年度 17.5</p> | <p>平成30年度 17.0</p> | <p>令和元年度 16.5</p> | <p>令和2年度 16.0</p> | <p>令和3年度 15.5</p> | <p>自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)において、「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。</p> | | | | | | | | |
| <p>2</p> | <p>自殺予防週間や自殺対策強化月間について、聞いたことがある人の割合 (アウトカム)</p> | <p>- -</p> | <p>66.7% 令和3年度</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>53.0%</p> | <p>59.8%</p> | <p>66.7%</p> | <p>自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するにより、自殺対策に関する国民の理解を深めることが必要であることから、平成28年改正時に、自殺予防週間や自殺対策強化月間が設けられたもの。これらの認知度を高める必要があることが、指標として設定した。目標値は、第3次大綱に「国民の3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを旨とする」とされていることから、66.7%とした。</p> | | | | | | | | |
| <p>(参考)指標</p> | | | | <p>平成29年度</p> | <p>平成30年度</p> | <p>令和元年度</p> | <p>令和2年度</p> | <p>令和3年度</p> | | | | | | | | | |
| <p>3</p> | <p>SNSを活用した相談事業における相談件数(延べ件数)</p> | | | <p>10,129</p> | <p>22,725</p> | <p>若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談・支援体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。</p> | | | | | | | | | | | |

| 達成手段1 | | 補正後予算額(執行額) | | 令和2年度当初予算額 | 関連する指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | | |
|-----------------------------------|--|------------------------|----------|------------|------------|--|--|-------------------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | | | | | | |
| (1) | 地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度) | 2,964百万円 (2,746百万円) | 3,017百万円 | | 1 | 自殺総合対策大綱を踏まえ、地域の実情に応じた実践的・効率的な対策を行う地方自治体や民間団体等を支援することにより、自殺対策の更なる推進を図る。 | | | |
| (2) | 自殺対策推進経費 (平成19年度) | 113百万円 (51百万円) | 113百万円 | | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 自殺総合対策調査研究事業(自殺総合対策会議の開催、自殺対策白書の作成等) 自殺総合対策人材育成事業(全国自殺対策主管課長会議の開催、都道府県自殺対策トップセミナーの開催) 自殺総合対策普及啓発事業(自殺予防週間、自殺対策強化月間の実施、ポスター・パンフレット等の配布) | | | |
| 施策の予算額(執行額)(千円) | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 政策評価実施予定時期(評価予定表) | 令和3年度 |
| | | 3,077,407(2,796,943) | | 3,129,224 | | 3,293,124 | | | |
| 施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | 施政方針演説等の名称 | | | 年月日 | | 関係部分(概要・記載箇所) | | |
| | | 自殺総合対策大綱(閣議決定) | | | 平成29年7月25日 | | 「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」 | | |